

平成 20(2008)年9月9日
独立行政法人 都市再生機構

UR賃貸住宅建物の未登記の早期解消について

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構

UR賃貸住宅建物の未登記の早期解消について

当機構が管理するUR賃貸住宅建物の一部に表題登記が行われていないものがあることが判明した問題について、当機構では、事案の重大性に鑑み、副理事長を長とする「賃貸住宅等に係る不動産登記適正化推進本部」を設置し、UR賃貸住宅建物に係る登記の状況の調査及び点検、並びに早期解消に向けた関係省庁との協議・相談を踏まえた未登記物件の登記を円滑に推進するための取組方針の策定等を進めてまいりました。

当機構は、今回の問題に関し、法令に定められていた手続きを怠っていたことを厳しく受け止め、深く反省し、早期解消に向けて積極的に取組んでまいります。

1 現時点でのUR賃貸住宅建物に係る調査・点検結果等

(1) 未登記住棟数（平成20年3月末現在）

17,304 棟中 10,248 棟（59.2%）

(2) 今回の事案に至った背景等

昭和30年代末から昭和40年代において年間約2万戸から4万5千戸の賃貸住宅の大量供給期を迎え、更に分譲住宅の供給も増加したことから、それらに伴う事務量が增大したことにより登記申請に係る作業が追いつかない状況となったことが、不動産登記法において定められている表題登記手続きが行われなくなった主たる要因と考えています。

なお、市町村が賦課する固定資産税については、未登記の建物についても課税されており、当機構は、これまで市町村の納税通知書により課された税額を適正に納税してきているところです。

2 UR賃貸住宅建物の未登記物件に係る今後の取組方針

UR賃貸住宅の未登記住棟 10,248 棟については、関係省庁との協議・相談を踏まえ、今後概ね3年間で表題登記を行い、平成22年度末（平成23年3月末）までに完了するものとします。

3 機構役職員に係る措置

本件に関して、今回の問題を的確に処理するとともに今後かかることのないよう、管理監督する立場にある役職員を厳重注意処分としました。

理事長（大臣から） 給与辞退 10% 1月
住宅経営担当理事
本社住宅経営部長

以上